

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりです。

当社は、イオングループの一員としてイオンの基本理念や「すべてはお客さまのために行動する」というイオン行動規範、お客さまへの誓いを共有し、当社の持続的成長と企業価値の最大化をはかるとともに、経営の透明性、効率性を向上させるコーポレートガバナンスを実現してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

〔補充原則1-2-4 株主総会における権利行使〕

当社は、株主の利便性や費用対効果を勘案し、今後、株主における機関投資家や海外投資家の比率が一定割合を超えたときを目途に、議決権の電子行使等の環境作りや招集通知の英訳の検討を進めてまいります。

〔補充原則3-1-2 情報開示の充実〕

当社は、株主における海外投資家の比率が一定割合を超えたときを目途に、英訳での情報開示・提供の検討を進めてまいります。

〔補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務(1)〕

当社取締役会は、現在 最高経営責任者の後継者計画策定は行っておりません。今後、候補者の選出、評価を通して透明性、公正性の高い指名体制導入を検討してまいります。

〔補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件〕

当社の監査役は、各取締役から毎年自己評価の報告を受けるとともに面談も実施しており取締役会の実効性については確認をしております。今後さらなる自己評価の仕組みが必要と判断された場合には、改めて開示を含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

〔原則1-4 いわゆる政策保有株式〕

政策保有株式については、相手先企業の成長性、将来性の観点や、相互の安定的な取引関係の維持、現時点あるいは将来の採算性・収益性等を踏まえ、相手先企業及び当社の企業価値の維持・向上に資すると判断される場合等において、限定的に保有します。保有株式に係る議決権の行使については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであるか、並びに取引先の株主共同の利益に資するものであるかなどを総合的に判断し、適切に行使してまいります。

〔原則1-7 関連当事者間の取引〕

当社では、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することがないよう、競業取引及び利益相反取引については、法令・規程に従い取締役会の承認を得るものとしております。また、当該取引に関係する取締役・監査役は特別利害関係人相当として、上記取締役会における審議及び決議から除外するなどの厳格な手続きを取っております。

〔原則3-1 情報開示の充実〕

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

・イオンの基本理念

私たちの理念の中心は「お客さま」

イオンは、お客さまへの貢献を永遠の使命とし、最もお客さま志向に徹する企業集団です。

イオンは、事業の繁栄を通じて、平和を追求し続ける企業集団です。

イオンは、人間を尊重し、人間的なつながりを重視する企業集団です。

イオンは、地域のくらしに根ざし、地域社会に貢献し続ける企業集団です。

・イオン行動規範宣言

一、イオンピープルは、常に多くの人々から支えられていることに感謝し、ひとときも謙虚な気持ちを忘れません。

一、イオンピープルは、人々との信頼を何よりも重んじ、いかなる時も正直で誠実な行動を貫きます。

一、イオンピープルは、お客さまの期待を感動に高めるため、常次自らを磨きます。

一、イオンピープルは、イオンの理想を実現するため、ためらうことなく変革への挑戦を続けます。

一、イオンピープルは、地域の発展を願いよき企業市民として社会への奉仕につとめます。

・お客さまへの誓い

一、イオンは、お客さまの安全を最優先し、イオンだからできる安心を提供します。

一、イオンは、お客さまとの約束をまもり、いかなる時も正直に行動します。

一、イオンは、よりよい商品・サービスをお値打ち価格で提供します。

一、イオンは、商品・サービスに挨拶と笑顔を添えます。

一、イオンは、お客さまの声を経営の原点と考え、その実現に全力を尽くします。

・経営戦略及び決算計画については、決算説明会や株主総会を通じて内容を説明するとともに、決算短信において開示しております。

- (2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- ・当社は、イオンの基本理念、イオン行動規範及びお客さまへの誓いに基づき、適切な事業活動を推進するために、コーポレートガバナンスの強化・充実を経営上の優先課題の一つとして取り組んでまいります。
 - ・当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーと適切かつ積極的な協働を図り、意思決定の透明性及び公平性を確保してまいります。
 - ・当社は、経営の意思決定過程の合理性を確保し、健全な企業家精神を発揮、会社の迅速・果敢な意思決定を実現することにより、当社の持続的な成長と企業価値の最大化を目指してまいります。
- (3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
- 取締役の報酬決定に当たっては、当社の業績と個人別評価、その他の状況を総合的に判断することを方針とし、株主総会において承認された取締役報酬総額の範囲内で、取締役規程に基づき取締役会において経営陣の報酬を決定しております。
- (4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
- 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たって取締役会は、その役割・責務を果たすため、経営企画、財務経理、人事総務など重要業務や会社の経営に必要な知識、経験を有する者、非業務執行の立場から客観的な助言ができる者、女性などの起用も含め構成することを方針としております。また、その手続きとして役位・役職及びその業績等を考慮して取締役会で審議・決議しております。
- (5)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の説明
- 当社では、社外取締役、社外監査役選任理由については株主総会招集通知に記載しております。今後は、全ての取締役及び監査役を選任する際に、その選任理由を記載してまいります。

[補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲]

当社では、取締役会規則及び経営会議規程、職務責任権限規程、職務責任権限基準表等を整備しており、取締役会自身が判断すべき事項と経営陣が判断・決定すべき事項を明確化しております。

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、東京証券取引所が規定する独立性基準をもとに独立社外取締役を複数名選任しており、当該独立社外取締役は、取締役会において、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることのない、独立且つ客観的な立場からの意見を反映した議論を可能にしております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は東京証券取引所が規定する独立性基準を踏まえ、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

[補充原則4-11-1 取締役会全体の構成の考え方]

取締役会は、その役割・責務を果たすため、経営企画、財務経理、人事総務など重要業務や会社の経営に必要な知識、経験を有する者、非業務執行の立場から客観的な助言ができる者、女性などの起用も含め構成しております。取締役の人数は、社外取締役を含む7名前後としております。

また、その手続きとして役位・役職及びその業績等を考慮して取締役会で審議・決議しております。

[補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況]

当社は、社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力の確保はできていると考えております。

また、取締役・監査役の他の上場会社での兼任状況については、有価証券報告書、株主総会招集通知で開示しております。

[補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング方針]

当社は、取締役及び監査役がそれぞれの役割や責務を果たすため、必要となるトレーニングの機会を継続的に提供してまいります。

[原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針]

- (1)当社は、IR活動を通じて株主との建設的な対話を積極的に行ってまいります。
- (2)株主との対話は、広報部門を窓口とし、広報担当取締役を中心に、財務・経理部門、人事総務部門、店舗開発部門等との有機的な連携を図り、建設的な対話の実現に努めてまいります。
- (3)機関投資家・アナリストに対し年2回の決算説明会を開催し、経営戦略・経営計画実現に向けた具体的施策及びその進捗について説明する機会を設けてまいります。
- (4)決算説明会の内容は決算短信にて公表してまいります。
- (5)経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本方針を示すとともに、以下の目標を提示してまいります。
 - ・経営計画については、年度毎の業績目標(営業収益、営業利益、期末店舗数、設備投資額等)と目標達成に向けた具体的施策を提示してまいります。
 - ・目標達成に向けた戦略骨子及び具体的施策については、株主総会を通じ株主にわかりやすい言葉・論理で説明してまいります。
- (6)IR活動及びそのフィードバックについて、経営会議や取締役会において適宜報告を行い、取締役・監査役との情報共有を図ってまいります。
- (7)株主との対話に当たっては、未公表の重要事項の取り扱いについて、株主間の平等を図ることを基本とし、金融商品取引法等の関連法令を順守することはもとより、インサイダー取引防止を目的とした「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程」に基づき、情報管理に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	9,207,250	70.13
MV東北共栄会	322,500	2.46
マックスバリュ東北従業員持株会	274,100	2.09
マックスバリュ西日本株式会社	108,000	0.82
三菱食品株式会社	41,900	0.32
株式会社松紀	38,660	0.29

損害保険ジャパン日本興亜株式会社	36,000	0.27
東京海上日動火災保険株式会社	36,000	0.27
株式会社北都銀行	30,000	0.23
株式会社大商金山牧場	30,000	0.23

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	イオン株式会社（上場：東京）（コード） 8267

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社であるイオン株式会社及び同社グループ各社との取引に関しては、同社グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引が同社グループ内において可能な場合は、一般の市場取引と同様に交渉の上決定しております。

同社及び同社グループ内の各社と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化をはかるべく決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行しつつ、事業運営における重要な問題については、イオン株式会社との協議、もしくは同社への報告を行っております。同社ならびにグループ企業とは、相互に自主・独自性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野口 敏郎	弁護士											
伊藤 文夫	税理士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野口 敏郎	○	---	過去に社外役員となること以外の方法で当社の経営に関与された経験はありませんが、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社のコンプライアンス経営の推進に活かしていただいております。当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員として指定するものであります。

伊藤 文夫	○	----	直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士としての資格を有しており、財務及び会計並びに税務に関する専門知識と抱負な経験から、当社の経営に対し客観的かつ公正な立場でのご意見をいただいております。当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員として指定するものであります。
-------	---	------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、原則として四半期に一度会計監査人と定期的な会合を行い、会計監査人の監査計画、監査体制、監査実施状況、監査実施結果等について、会計監査人から報告を受け、今後の監査計画等を協議する体制を構築しております。また社内では原則として半期に一度、会計監査人による監査報告会を開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
芳賀 直人	他の会社の出身者			△		△								
飯島 誠一	他の会社の出身者								△					
太田 年和	他の会社の出身者			△		△								

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

芳賀 直人		芳賀直人氏は、過去に当社の親会社であるイオン株式会社及び兄弟会社であるイオンディライト株式会社、イオンタウン株式会社、イオンアビリティーズジャスコ株式会社の業務執行者として勤務しておりました。	イオンディライト(株)において、会社の経営に関与され、危機管理や内部統制推進を担当し、イオンタウン(株)の経営に関与された後、イオン(株)において、ドラッグ・ファーマシー事業政策チームで職務を担っておりました。その豊富な経験から、当社の経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として就任をいただきました。
飯島 誠一	○	飯島誠一氏は、過去に当社と取引関係にある有限責任監査法人トーマツの業務執行者として勤務しておりました。	財務並びに会計分野における長年の経験に基づく高い見識に基づき、当社の経営全般に対する監督と有効な助言をいただいております。当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員として指定するものであります。
太田 年和		太田年和氏は、過去に当社の親会社であるイオン株式会社及び兄弟会社であるイオングローバルSCM株式会社の業務執行者として勤務しておりました。	イオングローバルSCM(株)取締役として会社の経営に関与され、経営管理本部長として職務を行っておりました。その豊富な経験を当社の経営全般の監査に活かし、有効な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として就任をいただきました。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役に対する報酬等と当社の業績、株式価値との連動性をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的に継続した業績向上と、企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者は取締役と規定しておりますが、社外取締役に 대해서는 執行と一線を画し、透明性を確保するため、業績連動報酬や株式報酬型ストックオプションの対象とはしていません。また、監査役に対する報酬等については、その独立性を確保するため、業績連動報酬や株式報酬型ストックオプションを採用せず、固定型の月例報酬のみとしております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社には報酬が1億円以上の役員は存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。2017年度に取締役に支払った報酬は取締役8名に対し104百万円(うち社外取締役2名に対し9百万円)であります。2017年度に監査役に支払った報酬は監査役3名に対し18百万円(うち社外監査役3名に対し18百万円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された範囲内において、各取締役の職責及び経営への貢献度に応じた報酬と役位に応じた報酬、また、会社の業績や各取締役の成果に連動して算定する報酬と組み合わせて算定することを基本としております。

監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役並びに社外監査役に対する情報伝達は書簡や電子メール等により行っております。取締役会の開催に際しては、あらかじめ資料を配布して事前説明に供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 会社機関の基本説明

当社は監査役設置会社であります。当社は、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。

当社の基本的な経営管理組織として、取締役会、経営会議があります。

取締役会は、取締役6名と監査役4名による取締役会を月1回開催し、必要に応じ臨時取締役会を開催して、経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。

経営会議は、社長、部門担当により構成し、戦略的課題及びその他課題を審議・検討することを中心に、月2回を原則として開催しております。

一方、監査役会についても定期的に開催し、公正、客観的な立場から監査を行うことを目的に4名の監査役を選任しております。監査役は、取締役会に出席し、取締役会ならびに取締役の意思決定、業務執行に関し十分な監視機能を果たすとともに、監査法人との連携をはかっております。

2. 内部統制システム整備の現状

経営及び業務内容の活動と制度等の運営状況を公正な立場で評価、指摘、指導する機能をもつ経営監査室による、各店・部署の内部監査を6名の経営監査室員により行っております。

経営監査室は監査基本計画書を作成し、当該監査計画に基づいて店舗及び本部の内部監査を実施しております。監査結果については幹部会等に報告され、監査指摘事項については再度監査を実施して改善状況を確認しております。

さらに、企業としての社会的責任を果たす上でコンプライアンス経営が重要であると認識し、さらなる公正、透明な企業経営の確立に取り組む目的でコンプライアンス委員会を設置しております。また、弁護士、監査法人等第三者による専門的立場からの助言を随時取り入れております。

3. 会計監査の状況

会計監査人には有限責任監査法人トーマツを選任し、法定監査のほか会計及び内部統制に関する課題について適時に監査を行い、適正な処理を行っております。

4. 社外役員の選任の状況及びその役割と機能

当社は、取締役会の意思決定について当社から独立した視点での監督、提言をいただくため社外取締役2名と社外監査役3名を選任しております。社外取締役及び監査役は相互に意見交換等の連携をはかり、経営の効率性や収益性のみならず、多様なステークホルダーとの関係をも考慮に入れて取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の妥当性、適法性について、それぞれの専門分野の見地から検討を行っております。また、コーポレートガバナンスの実効性を高めるため社外取締役2名、社外監査役1名を独立役員に指定しております。

この考え方にに基づき、期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結できる規定を定款に定めており、社外取締役2名及び独立社外監査役1名と責任限定契約を締結しております。

5. 監査役の機能強化に向けた取り組み状況

当社は、当社の規模及び事業内容に鑑み、現在は監査役スタッフを置いておりませんが、監査役から要請があった場合には速やかに対応する方針です。当社では、監査役が全ての重要な会議に出席でき、全ての重要な書類をいつでも閲覧できる体制をとっており監査役の機能強化をはかっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、継続的な企業価値向上のため社外取締役2名を選任するとともに、4名の監査役からなる監査役会設置会社制を採用しております。その理由として、社外取締役による経営監視の機能強化と、取締役の職務執行を監査する監査役によるモニタリングにより、透明性の高い経営を通して企業価値を最大限に高め、株主に対する責任がはたされるものと考えております。

加えて、当社の監査役会は、独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する検証を行う等、客観性及び中立性を確保したガバナンスを確立しており、監査役の機能を有効に活用しながらステークホルダーから負託を受けた実効性の高い経営監視が期待できることから、現状の体制・機能を維持することとしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の2週間以上前に発送しております。
その他	招集通知を当社のホームページに掲載しております。掲示日は招集通知発送前としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、本決算の内容並びに現在の取り組み事項等について、半期に一度、アナリスト、機関投資家向けに、グループ各社とともに説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ(http://www.mv-tohoku.co.jp/)に、決算情報、適時開示資料、事業報告書等のIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」というイオングループ共通の基本理念のもと、様々な環境保全活動及び社会貢献活動に取り組んでおります。具体的には社会貢献活動として、各店舗・事業所による地域清掃活動「クリーン＆グリーン活動」を始め、地域のボランティア団体にお買い上げ金額の1%を寄付する「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」の実施、イオン社会福祉基金を活用した各県の社会福祉施設へのボランティア活動の実施などを継続して行っております。また、環境保全活動として、「買物袋持参キャンペーン」の展開や、店頭でのリサイクル回収の実施などを行っております。 当社は今後も、東北エリアの皆さまの暮らしを支えるという社会的使命を確実に果たしていくため、社会貢献・環境保全活動に積極的に取り組んでまいります。
その他	女性の活躍状況について 2016年5月の株主総会において、女性代表取締役社長が選任されております。また、女性店長が18名、その他管理職に10名在籍しております。女性管理職の比率は19.2%という状況です。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての基本方針は次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、イオングループの「企業理念」(お客さまへの貢献、平和を追求、人間を尊重、地域社会に貢献)及びグループで共有する「イオン行動規範」を、従業員全ての行動の礎とします。また、企業の社会的責任を果たすため、法令順守を経営の最重要事項と位置づけています。
- (2)代表取締役社長の直轄組織である企業倫理担当取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」、内部統制担当取締役を委員長とする「内部統制進捗会議」を定期的に開催し、法令順守のための内部統制システムの構築・運用等について決定し、その重要事項を取締役会等の重要な会議に定期的に報告します。
- (3)「イオン行動規範」の順守はもとより、社内規程及び法令順守に関連する規程等の整備を行うとともに、当社コンプライアンス・プログラムに基づいた定期的・継続的な社内教育を実施し、取締役及び従業員の法令順守と倫理意識の維持向上に努めます。
- (4)財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る各種規程・マニュアル・手順書等の整備を進めるとともに、財務・経理の組織やその運用及び評価の体制の強化をはかります。
- (5)内部監査部門である経営監査室は、被監査部門からの独立性を維持し、内部統制システムが有効に機能し運用されているかの監視及び指摘を行い、代表取締役社長より改善指導が行われることを確保します。
- (6)当社は社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、それらとの接触を未然に回避します。万一それら勢力から不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部機関と連携し、毅然とした態度で法的手段を含めた対応をします。
- (7)監査役または監査役会は、取締役の職務の執行及び内部統制システムの構築・運用状況を監査し、定期的に取締役会等重要な会議において報告、助言を行い、または是正を求めます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役は、法令及び当社文書規程に従い、その職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)及びその他重要な情報を適切に保存し、管理します。(株主総会議事録、取締役会及び経営会議議事録、取締役を最終決裁者とする決裁書類、会計帳簿・計算書類、その他法令及び文書規程に定める文書等)
- (2)情報システムを安全に管理及び監視し、適切な維持・運用を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、リスクの管理を経営の重要な要素と位置づけ、災害、環境及びコンプライアンス等経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識・評価する仕組みを構築するとともに、危機管理規程に基づき、全従業員への徹底をはかり事前の予防体制を構築します。
- (2)代表取締役社長直轄の経営監査室は、当社方針に基づいて事業活動が適切に運営されているか定期的な監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、必要に応じて、経営幹部に改善または是正を求めます。
- (3)経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止するとともに、再発防止策を講じます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)業務の有効性と効率性をはかる観点から、当社経営に係る重要事項について社内規定に従い、経営会議の審議を経て、取締役会において決定します。
- (2)取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、各本部長等が迅速に遂行します。また、内部牽制機能を確立するため、職務責任権限規程においてそれぞれの組織権限や実行責任者を明確にし、適切な業務手続を定めます。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、グループで共有する「イオン行動規範」及びコンプライアンスに関する基準を順守してまいります。また、「コンプライアンス委員会」を設置し、行動規範及び当社固有の課題を織り込んだマニュアル・ルールを独自に作成するとともに、コンプライアンス・プログラムによる定期的・継続的な社内教育を行っています。
- (2)当社は、グループ全従業員を対象とするイオン株式会社の内部通報制度に参加しており、当社に関する事項は、当社の担当部署及び監査役に報告されるほか、イオン株式会社の監査委員会にも報告されます。

6. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、グループ各社の関係部門が定期的に開催する担当者会議に出席し、法改正対応の動向・対応の検討、業務の効率化に資する対処事例の水平展開等を進めています。当社としては、水平展開候補事例の通知を受けるほか、コンプライアンス状況等に係る報告等を適宜受ける体制としており、具体的対応の決定については、当社が自主決定しております。
- (2)親会社との賃貸借契約やプライベートブランド商品の売買取引という利益相反取引については、市場価格での取引として、当社の利益を損なわない体制としています。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じ取締役会は、監査役の職務を補助する適切な従業員を配置します。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の適切な職務の遂行のため、人事考課は監査役が行い、任命・解任・人事異動・賃金等の改定について監査役の同意を得た上、取締役会で決定するものとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

9. 監査役の前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の指揮命令に従うものとし、他部署の業務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとします。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。
- (2)取締役及び従業員は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、速やかに監査役または監査役会に報告します。

(3)監査役への報告は、定期的な報告及び必要の都度、遺漏・遅滞なく行います。

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員が監査役へ報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び従業員に周知徹底します。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)代表取締役社長及び取締役と監査役、会計監査人はそれぞれ相互の意思疎通をはかるため定期的に意見交換会を開催します。

(2)取締役及び従業員は、監査役の求めに応じ、コンプライアンスに関する事項を含む重要事項についての調査に協力します。

(3)取締役は、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携をはかり、監査業務に関する助言を受ける機会を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、それらとの接触を未然に回避します。万一それら勢力から不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部機関と連携し、毅然とした態度で法的手段を含めた対応をします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料: 模式図】

